

10月は国民健康保険証の更新月です

現在お持ちの保険証の有効期限は「平成29年9月30日」です。

新しい保険証を9月下旬までに郵送（簡易書留）しますので、その記載事項をご確認ください。
保険証はカードタイプで、ひとりずつ持っていただくことになります。

10月1日以降、病院等にかかるときは、必ず新しい保険証を提示してください。

今回送らせていただく新しい保険証の有効期限は「平成30年9月30日」です。期限切れの保険証は、保健福祉課又は各振興センターで随時回収しております。（郵送可）ご自身で責任を持って処分していただいても結構です。

※平成30年9月30日の有効期限までに、後期高齢者医療制度に加入される方には、75歳の誕生日までに後期高齢者医療制度の保険証を郵送します。また、退職者医療制度の被保険者の方で、平成30年9月1日までに65歳になる方には、65歳の誕生月の翌月までに、一般の国民健康保険証を郵送します。

※以下のような場合は、役場へ14日以内の届出が必要です。

	こんな場合	届出に必要なもの
国保に入る	職場の健康保険をやめた	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者でなくなった	被保険者でなくなった証明書、印鑑
国保をやめる	職場の健康保険に加入した	国保と職場の両方の保険証（職場の保険証が未交付の場合は加入証明）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった	
届出には「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバー、窓口に来られた方の本人確認ができるものが必要です。		

お問い合わせ先 鏡野町保健福祉課 国保係 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2981

国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので手続きをしてください。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1か月前までになります。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度ご相談ください。

※お手続き・ご相談先は、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口または年金事務所です。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課 電話(0868)31-2363
鏡野町住民税務課 年金係 電話(0868)54-2985